

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 15 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 59 号

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年新潟市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 4 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間の範囲内」を「4 時間を超えない範囲内の時間」に改める。

第 13 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 育児休業法第 19 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第 24 条を第 25 条とし、第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（3 歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講ずる期間）

第 24 条 条例第 19 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（新潟市臨時職員に関する規則の一部改正）

2 新潟市臨時職員に関する規則（平成 6 年新潟市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項に規定する臨時職員」を「臨時職員（申出の時点において、勤務時間条例第15条第1項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期を更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第2項中「（申出の時点において、勤務時間条例第15条第1項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 臨時職員の介護休暇の単位等については、勤務時間条例の適用を受ける職員（以下「条例適用職員」という。）の例による。

第7条第1項中「次項に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 臨時職員の介護時間の単位等については、条例適用職員の例による。

（新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

- 3 新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年新潟市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項ただし書中「平均勤務時間」の次に「（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）」を加える。

第16条第4項を次のように改める。

- 4 1時間を単位として与えた特別休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する会計年度任用職員の介護休暇の単位等については、条例適用職員の例による。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する会計年度任用職員の介護時間の単位等については、条例適用職員の例による。